

海老名市学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法に規定する学校、専修学校又各種学校（以下「学校等」という。）の学生である本市の消防団員（以下「学生団員」という。）の就職活動等を支援するため、継続的かつ真摯に消防団活動に取り組み、地域社会へ貢献したことを認証することにより、学生団員の士気の高揚を図るとともに学生の入団を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による認証の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学生団員として1年以上継続的かつ真摯に消防団活動に取り組んだ者
- (2) 前項の者で学校等を卒業する等して3年以内の者

(申請及び推薦)

第3条 前条の規定に該当するもの（以下「認証希望団員」という。）は、認証推薦依頼書（第1号様式）を、消防団長に提出するものとする。

2 消防団長は、前項の規定により認証推薦依頼書の提出があった場合は、認証希望団員に1年以上継続的かつ真摯に消防団活動に取り組んだ実績があると認めるときは、認証推薦依頼書を受理し、認証推薦書（第2号様式）により市長に推薦するものとする。

3 市長は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、消防団長に認証希望団員の実績を確認できる資料等の提出を求めることができる。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の規定により推薦があった場合は、当該認証希望団員が継続的かつ真摯に消防団活動に取り組み、地域社会へ貢献した実績について審査を行う。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条の審査により認証することを決定した場合は消防団長に対して学生消防団活動認証決定通知書(第3号様式)を交付するものとし、認証しないことを決定した場合は学生消防団活動審査決定通知書(第4号様式)を交付するものとする。

(認証状の交付)

第6条 市長は、第4条の審査により認証することを決定した者(以下「被認証者」という。)に対して、海老名市学生消防団活動認証状(第5号様式)(以下「認証状」という。)を交付するものとする。

2 被認証者は、企業等に提出するため、必要な範囲において、海老名市学生消防団活動認証証明書交付依頼書(第6号様式)により、海老名市学生消防団活動認証証明書(第7号様式)(以下「認証証明書」という。)の交付を受けることができる。

(認証の取消し)

第7条 市長は、被認証者が次のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として不適切と判断される行為があった場合

2 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市長に返却しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。